

まつもとほうじん

令和2年
(2020年) 2月号
第541号

ホームページ <http://www.matsumotohojinkai.or.jp/> メールアドレス hojinkai@matsumotohojinkai.or.jp

松本法人会部会紹介シリーズ



写真の田園部分に、かつてこの地を治めた小笠原氏の城館があったんだね！

写真提供：松本市教育委員会

第34回

行ってきました！
～南松本部会～

- 主な記事 -

- 「確定申告」松本税務署からのお知らせ..... 2～3頁
- 皆さんこんにちは・佐倉正晃氏..... 4頁
- 頑張ってます・トゥララー・キットミニさん..... 4頁
- 部会紹介シリーズ 行ってきました！南松本部会、部会だより..... 5頁
- 職場の人間関係、想いの伝え方も変わります... 6頁
- 法律レポート..... 7頁
- 税務ポイント..... 8頁
- 税に関する絵はがきコンクール活動報告、青年部・女性部コーナー..... 9頁
- 会員福利厚生制度PR..... 10頁
- 2月の予定、税に関するアンケートご協力をお願い、松本山雅チケットプレゼントのお知らせ..... 11頁
- インフォメーションコーナー、地区トピックス、川柳コーナー、あとがき..... 12頁
- 税に関するアンケート..... 付録
- 冬期特別研修会(2/21開催)のご案内..... 付録
- 会員親睦ボウリング大会(2/20)参加者募集..... 付録

松本法人会南松本部会にごさいます井川城地区。松本駅前エリアにアクセスが良く住宅街が広がりますが、この地にはかつて信濃国守護の小笠原氏が守護館を構えていました(表紙写真中央部の田んぼの部分が館のあった場所と考えられております)。

こちらの館跡は里山辺にある二つの山城跡と併せて「小笠原氏城跡」として国史跡に指定されるとともに、昨年は著名人を招いてのイベントも開催されるなどその歴史的価値、人々の関心も高まりを見せています。

(川島昌子編集委員)

みんなで回覧しましょう。

確認印

社長

経理担当

松本税務署からのお知らせ

確定申告書は自分で作成してお早めに

令和元年分の確定申告書の提出期限

所得税及び復興特別所得税・贈与税 3月16日(月)

個人事業者の消費税及び地方消費税 3月31日(火)

ネットが便利！ 24時間確定申告

自宅からネットが便利
申告・納税 

所得税及び復興特別所得税・消費税及び地方消費税・贈与税の確定申告は、e-Taxを是非ご利用ください。e-Taxで所得税及び復興特別所得税の確定申告を行うと次のメリットがあります。

- ・自宅からネットで申告
- ・添付書類の提出省略
- ・還付がスピーディー
- ・24時間いつでも利用可能

ネットでも申告・納税
インターネット（http://www.e-tax.nta.go.jp/）

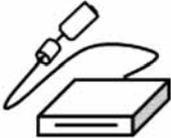
マイナンバーカードを使って送信

用意するものは、次の2つ！

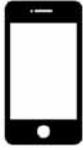
①マイナンバーカード




②ICカードリーダーライター 又は
マイナンバーカード対応のスマートフォン



又は



一部の端末のみ

IDとパスワードで送信



ID・PWが目印

- ・「ID・パスワード方式の届出完了通知」の発行を希望される場合は、申告されるご本人が顔写真付きの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署にお越しください。
- ・確定申告会場で、既にID・パスワード方式の届出を提出された方は、申告書の控えと一緒に保管されている場合がありますので、ご確認ください。

(注)・ID・パスワード方式は暫定的な対応です。
お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。
・メッセージボックスの閲覧には、マイナンバーカード等が必要です。

スマホで確定申告

スマホ申告とは

スマートフォン（タブレット含む）に最適化したデザインの「スマホ専用画面」を利用して、所得税の確定申告書を作成し、税務署へ提出できる大変便利な申告方法です。

 **スマホ専用画面をご利用いただける方** **スマホで見やすい専用画面！**

令和元年分確定申告から（令和2年1月から）は、スマホ専用画面をご利用いただける方の範囲が大幅に広がります！

専用画面の利用対象となる方

給与所得や公的年金などの雑所得、一時所得の申告をする方が専用画面の対象になります。
また、医療費控除やふるさと納税（寄附金控除）をはじめ全ての所得控除（配偶者控除や扶養控除など）に対応するなど、たくさんの方の申告が、ますますカンタン・便利になります！

利用対象者以外の方でも

専用画面の利用対象以外の方も、パソコン画面（Web画面）によりスマホで申告することができます！

書面で申告書を作成するときは

「所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」、「消費税及び地方消費税の確定申告の手引」や申告書用紙等は、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】からダウンロードできますのでご活用ください。

なお、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って金額等を入力することにより、税額などが正しく計算され、計算誤りのない所得税及び復興特別所得税、消費税及び地方消費税の確定申告書や青色申告決算書などを作成することができますので、是非ご利用ください。

作成した確定申告書は、印刷して所轄税務署に郵送等により提出してください。

「確定申告書等作成コーナー」の操作に関するお問い合わせは、「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」（電話番号：0570-01-5901）にお尋ねください。

申告に関するご質問は

松本税務署の代表電話（0263-32-2790）におかけいただくと、自動音声がかかりますので、ご用件の内容に応じて次の番号をお選びください。

（土・日曜日、祝日を除く、午前8時30分から午後5時まで）

内 容	選択番号	転 送 先
確定申告に関するご質問、ご相談	0	申告案内コールセンター
税金に関するご質問、ご相談	1	電話相談センター
税務署からの照会やお尋ねに関するお問い合わせなど	2	松本税務署の電話交換
消費税の軽減税率制度に関するご質問、ご相談	3	消費税の軽減税率に関する専用窓口

（注）選択番号「0」については、3月16日（月）までご利用いただけます。

（注）選択番号「3」消費税の軽減税率制度に関する専用窓口については、フリーダイヤル0120-205-553を設けております。受付時間（土・日曜日、祝日を除く、午前9時から午後5時まで）

納税には便利な口座振替を是非ご利用ください

税 目	納 期 限	口座振替の場合の振替日
所 得 税	3月16日（月）	4月21日（火）
贈 与 税	3月16日（月）	-
消費税及び地方消費税	3月31日（火）	4月23日（木）

税務職員を装った者からの不審な電話や、「振り込め詐欺」などにご注意を

税務署員を名乗る者からの電話で、マイナンバー制度アンケートや年金受給調査と称して、個人情報聞き出そうとする事例が発生しています。年齢や家族構成、年金の受給状況等のほか、保険の加入状況、株式・投資信託・国債の保有の有無等を聞いてくる事例もあります。

また、税務職員を名乗る者が自宅等を訪問し、帳簿書類等や金庫を見たり、現金やカードを持ち去ったりする事例や、現金自動預け払い機（ATM）を操作させ振込みを行わせる「振り込め詐欺」による被害も発生しています。

税務職員を名乗る者から電話などがあり、その内容について不審に思われた場合には、即答を避け、相手の所属部署、氏名、電話番号を確認した上で一旦電話を切り、税務署の総務課までお問い合わせください。

にせ税理士にご注意を

納税者からの依頼を受けて行う税務代理、税務書類の作成及び税務相談の業務は税理士業務とされ、これらの業務を行うことができるのは、税理士、税理士法人、国税局長に通知をした弁護士及び弁護士法人に限られています。その他の個人や法人が税理士業務を行うと、税理士法第52条違反として罰せられることになります。

税理士でないのに税理士業務を行っている、いわゆるにせ税理士に税理士業務を依頼した場合、不測の損害を受ける等、あととまで税務上のトラブルの原因となるおそれもありますのでご注意ください。

資格を有し日本税理士会連合会に備える税理士名簿への登録を受けた税理士は、日本税理士会連合会が発行する税理士証票を持っています。

税理士であるかどうか確認する場合には、税理士証票のほか、日本税理士会連合会に電話で問い合わせることもできます。電話番号は、03-5435-0931です。

または、国税局の総務課にお問い合わせください。

〈関東信越国税局 電話番号（代表）048-600-3111〉



皆さん
こんにちは♪

株式会社ウィルトス

松本市本庄

代表取締役 佐倉 正晃 氏

『建物のことなら任せて安心 ウィルトス』

父に代わって社長に就任したのが平成14年で、20年には現社名に変更しました。就任当初はビル清掃がメインの会社でしたが、誠実・柔軟・公正

という創業の精神に基づいた仕事ぶりが評価され、施設の維持管理全体へと依頼内容が増加し、それに合わせて必要とされる資格や許認可を獲得しながら事業を拡大してきました。現在では建物の修繕や改修にも対応する「建物に関する総合商社」としてプロフェッショナルなサービスを提供しています。その一方でサービス業の人手不足は年々深刻化するばかりですので、ベトナムからの技能実習生やインドネシアの大学生を対象とするインターンシップの受け入れにも取り組んでいます。現地でのサービス業の水準も向上中ですので、帰国後に日本品質のサービスが提供できるように技術だけではなくおもてなしの心も身に付けていただいています。

休日には中学時代から続けるサッカーを真剣にプレーしています。30代になってからは、取引先の方に勧められて始めた登山にもはまり、仲間や職場の登山部のメンバーと北アルプスの尾根伝いを縦走したりしています。頂から見る空の青さと緑のコントラストは絶景で、仕事を忘れてリフレッシュする瞬間です。

(横沢敏編集委員)



頑張ってます!!

『ホテルの顔として』

ホテルプエナビスタ
(東洋観光事業 株式会社)
松本市本庄

トゥラーラー・キットミニさん

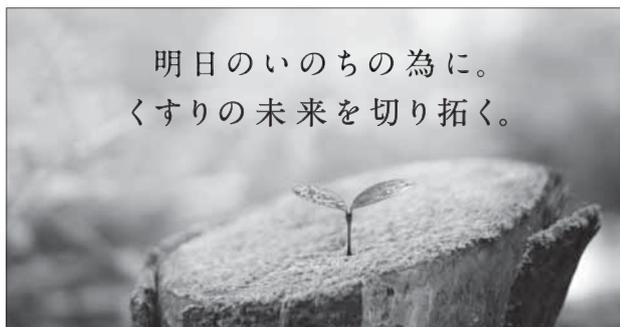
ホテルプエナビスタのベルサービスとしてご活躍されるトゥラーラー・キットミニさんにお話を伺いました。トゥラーラーさんはスリランカのご出身。日本文化に興味をもたれ高校時代から日本語を学び、2013年に松本の学校に留学。学生生活の中で、プエナビスタでアルバイトを始めホテルの仕事に魅力を感じ卒業後に入社されました。

ベルサービスというお仕事は来館されたお客様を最初にお出迎えし、最後にお見送りする「ホテルの顔」ともいえるもので、その印象がお客様のホテルの評価にもつながる大切なものです。トゥラーラーさんは日本語と母国語であるシンハラ語(スリランカ)に加え、英語とインド語にも堪能で、こうした語学力と洗練された気配り、心遣いで、「来館されるお客様に喜んでいただけるように、日本の文化を学びながら温かいおもてなしの心で接したい」と語ってくださいました。

休日は「料理を作ったり、スポーツジムに行ったりします」と、とても素敵な笑顔でお話くださいました。ますますのご活躍をお祈りいたします

(川船昌子編集委員)

法人会 無料会員相談室実施中 くわしくは事務局まで



明日のいのちの為に。
くすりの未来を切り拓く。

キッセイ薬品は世界の人々の健康に貢献する、
創薬研究開発型企業です。

KISSEI

キッセイ薬品工業株式会社

本社：松本市芳野19番48号

松本法人会
部会紹介
シリーズ

第34回 **行ってきました! 南松本部会**

信濃国守護小笠原氏 ゆかりの地「井川城」

南松本部会は松本市南松本、鎌田、双葉、出川、そして井川城地区で構成されています。表紙でも取り上げました井川城地区は松本駅の南に位置し、14世紀ごろ信濃国守護小笠原氏が「井川城（井川館）」を建てたことが地名の由来と考えられています。また、こちらの館とは別に、松本市の東部に位置する里山辺地区には「林大城」「林小城」という山城跡もございまして、その3つが「小笠原氏城跡」として国史跡に指定されています。国宝松本城だけではなく、歴史を伝える史跡がこの地域に残されていることはとても貴重なことです。なお、城館を築いた小笠原氏はその後、隣国甲斐（山梨県）の武田氏の侵攻によりこの地を追われましたが、徳川治世においては大名として返り咲き、一時松本藩主としてこの地を治めました。こうした小笠原氏ゆかりの城館の国史跡指定は、



昨年行われた中井均教授（左）と春風亭昇太師匠の対談風景（写真提供：松本市教育委員会）

「城のまち松本」の更なる魅力向上につながっているのでしょうか。昨年、城郭考古学の第一人者中井均氏（滋賀県立大学教授）と、お城好きで有名な噺家・春風亭昇太師匠によるトークショーも開催され大勢の方が参加されたそうです。歴史は流れ、人々のライフスタイルや環境は大きく様変わ

りしましたが、この地の歴史の一端を伝える史跡が残されていることはとても貴重なことですので、私たちも大切に後世に伝えていきたいものです。
（川船昌子編集委員）

南松本部会
該当エリア：松本市南松本、鎌田、双葉、出川、井川城地区
会員数：113社
部会長：佐藤古寿氏（株佐藤ポデー製作所）

部会便り ☒

**波田部会が創立50周年
記念式典を開催**

1月29日(水)、本年度創立50周年を迎えた波田部会（部会長：深澤直久氏〔株フカサワイル〕）が、記念式典・祝賀会を波田文化センター・松本市波田商工会にて開催いたしました。多数のご来賓、



挨拶をする深澤部会長

部会員の方々にご出席いただいた中、記念式典ではこの度部会内に設置された「法人会加入啓発PR看板」の披露、青年部の租税教育活動に関する報告などが行われるとともに、その後の祝賀会も大いに盛り上がりまして、ご出席いただきました皆様、誠にありがとうございました。



設置されたPR看板

職場の人間関係、想いの 伝え方でも変わります

産業カウンセラー 柏木 勇一

新しい上司の態度にみんなが困っています...

20代後半でメーカーの総務部門で経理全般を担当するAさんは、社歴6年の女性社員。経験も積んで業務量も多くなり、責任も増してきました。忙しくなって、ついデスク周辺の整理・整頓にも気が回らなくなりがちでした。

5か月前に課長が交代しました。同じ総務部内の昇進で、過去に経理担当の経験があります。事あるごとにイライラするタイプで、細かな注文に課員の多くが困っていました。ある日Aさんが、処理しなければいけない案件が溜まり、パソコンに向かっていた時、「ちょっとAさん、こっちの仕事も頼むよ」と厚めに束ねられた書類を机に置きました。Aさんは数字入力に集中していたので、途中で操作をやめることができず、返事ができませんでした。ちょっとまずい、と思ったとたんに「その態度はなんだ」「返事ぐらいできないのか」と上司の怒りの言葉が出ました。課内はあまたか、という雰囲気になりました。同僚は課長が変わって欲しいと思っていたので、気まずそうな顔をしているAさんには同情的でした。

望ましい伝え方 自己表現3つの柱

さて、困った状況です。この場面で悪いのは誰ですか、と聞けば、一方的に怒った課長とか返事をしなかったAさん、という答えが出るかもしれません。実はこのような場面で犯人探しをしても解決には結びつきません。この困った状況に焦点を当てて打開するという視点を持つことが重要です。

このAさんのケースでの大事なことは言葉の伝え方

です。3つの柱があります。その時の気持ちを言葉にして伝える 事実を伝える そして提案する の3つです。お聞きになった方もいると思います。アメリカで生まれたアサーティブな自己表現です。

例えば今回の事例での は課長の態度に対して「仕事を片づけなければと焦っていました」となるでしょうか。 の場合は、例えば「いま私は今日中に片づけたい仕事が残っていて何とか時間内に終わりたいと集中していました」と事実を伝えることがいいでしょう。そして の「課長が依頼する案件と、いまやっている仕事のどちらを優先した方がいいでしょうか」と提案する流れになれば、課長の言動も変わる可能性があります。効率的に気持ちよく仕事を進めることがゴールなら、感情を言葉にして示し、事実を伝え、そして提案という自分を主語にした表現がスタートになります。

言葉と態度を一致させましょう

言葉で伝えているのに、伝わっていないように思える場面も結構あります。その一つが「態度が邪魔しているから」です。「困っているんです」と笑いながら言う。「ありがとう」とムツとしながら言う、などがその例です。表情や姿勢が伝えたい言葉と合致していることが大事です。ぎこちない、手が落ち着きなく動いている、頭が下がっている、など癖が影響しているかもしれません。周りの人に聞いたり、鏡を見て自分で気づくことも試してみてください。Aさんと課長の最初の場面は、言葉のやりとりになっていません。感情を表に出したまま自分本位の課長に対して、Aさんにも素直さが欠けていたようです。

自分の想いの伝え方の3つの要素を示しました。その際にはできるだけ具体的に、簡潔に伝わるように自分の中で整理することも心がけてください。

【筆者紹介】柏木勇一（かしわざい・ゆういち）1941年生まれ。大学卒業後、新聞社勤務を経て、現在EAP企業でカウンセラーとして活動。産業カウンセラー、家族相談士、交流分析士。

地域社会の繁栄のために。

PROSPERITY FOR LOCAL COMMUNITIES WORLDWIDE



鍋林株式会社

www.nabelin.co.jp

環境 ISO14001
品質 ISO 9001
認証取得

法律レポート

中小企業における事業承継の実務(各論③) — 資産の事業承継上におけるポイント —

三浦法律事務所 弁護士 三浦 守 孝



1、資産の承継については株式・財産の分配のため、株式保有状況を把握し、財産配分方針を決定し、(特に親族内の承継の場合) 後継者への自社株式、事業用資産の集中(安定経営のための経営権の集中と税の対策) 後継者以外の相続人への配慮(争族の防止)という2つの観点から検討が必要となります。

2、 においては後継者が安定的に経営できるように後継者に議決権を集中させる必要があります。持株比率については、(2/3以上の持株比率)が確保されると単独で株主総会における特別決議が可能になり、営業譲渡、定款変更、減資、解散、合併等会社の重要事項の決議ができることとなりますし、(1/2超の持株比率)が確保されると単独で株主総会における普通決議が可能になり、一般的な決議を決定できる地位を得て、安定的な経営権を取得することとなります。

3、 においては後継者以外の相続人への配慮として贈与や遺言により、自社株等の事業承継に必要な資産を後継者に集中させる場合において、他の相続人の遺留分による制度があり配慮が必要となります。

遺留分とは相続人に最低限度の相続権を保障するもので、目的は遺族の生活保障、相続人間の最低限の公平の確保とされ、遺留分は原則として基礎財産(被相続人の相続時の財産等) \times 法定相続分 \times 1/2で算定されます。

遺留分減殺請求権は相続した財産が自分の遺留分より少ない場合、無償で多額の財産を取得した者から取り戻す権利で、たとえば相続人が妻及び子ども2人の場合において妻が1/4、子どもがそれぞれ1/8の遺留分を有し、その割合を超えた贈与や遺贈は減殺請求により効力を失い、経営権の集中には大きなダメージとなりえます。

4、多くの相談者は、すべての家族への公平な財産の分配を望みますので、自社株等以外の財産を他の相続人に相続させる等の配慮が必要となります。

後継者以外の相続人への配慮を欠くと相続争いが生じて、円滑な承継が実現できなくなります。(いわゆる争族となります)

5、以上のとおり円滑な事業承継にとって大きな制約と課題としては、

後継者に自社株式等を集中的に承継(議決権の過半数を超える贈与etc)しようとする場合、遺留分が相続人間の争いの要因となり、結果、自社株式が分散する結果となるおそれがあります。

生前贈与の財産(自社株)が相続開始時の価格で算定されるため、後継者の経営意欲を削いでしまう結果となる恐れがあります。

6、そこで民法の特例として一定の要件を満たす後継

者が、遺留分権利者全員との合意及び所要の手續(経済産業大臣の確認、家庭裁判所の許可)を得ることを前提に、以下の民法の特例の適用を受けることができます。

必要の合意(後継者と先代経営者の推定相続人間の合意が必要となります。)

生前贈与株式を遺留分の対象から除外(遺留分を算定する財産の価額に算入しない=除外合意)する手続き

贈与株式が遺留分減殺請求の対象外となるため、相続に伴う株式分散を未然に防止することができます。後継者に贈与された株式等を遺留分算定基礎財産に算入する価格を合意のときの時価に固定(固定合意)する手続き

後継者の貢献による株式価値の上昇分が遺留分減殺請求の対象外となるため、経営意欲が害されないこととなります。

この場合、税理士、公認会計士、弁護士等の価額証明が必要となります。

非後継者がとり得る措置の定め

後継者が合意した自社株式を処分した場合、先代の生存中に代表者を退任した場合等に合意の解除や制裁金等の定めが必要となります。

平成28年4月には、親族内承継に限定されていた民法の特例対象が親族外承継の際にも適用できるように拡充されました。

7、事業承継における遺留分の問題については、従来の制度を利用した対応策もあります。

遺留分を事前放棄(民法1043条)する制度(1049条に繰り下げ)

後継者の貢献に対応して会社が利益(報酬など)を分配する制度

ただし、従来の制度では対応に限界があり、利用しやすい仕組みの構築が必要となり、経営承継円滑化法における民法の特例が定められました。

8、資産の事業承継に対する基本的な考えとして

経営権確保(議決権の集中) 遺留分への配慮(円満相続) 納税資金の確保 節税対策を総合的に考える必要があります。

から順番に対策を検討していき、特に後継者への議決権の集中及び遺留分への配慮をセットでかつ最優先で検討していくことが必要となります。

三浦法律事務所 当会顧問弁護士 三浦 守 孝
〒390-0874 松本市大手1-3-29 丸今ビル3F
TEL(0263)39-2030(代) FAX(0263)39-2031

税務ポイント

[会社の税務 よろず相談室¹⁴³] 所得税関係

加害者から治療費、慰謝料及び損害賠償金を受け取ったとき

Q 交通事故などにより被害者が受け取った治療費、慰謝料、損害賠償金などの課税関係について教えてください。

A 交通事故などのために、被害者が次のような治療費、慰謝料、損害賠償金を受け取ったときは、これらの損害賠償金等は非課税となります。

ただし、これらの損害賠償金のうちに、その被害者の各種所得の金額の計算上必要経費に算入される金額を補てんするための金額が含まれている場合には、その補てんされた金額に相当する部分については、各種所得の収入金額とされます。

1 心身に加えられた損害について支払を受ける慰謝料など

具体的には、事故による負傷について受ける治療費や慰謝料、それに負傷して働けないことによる収益の補償をする損害賠償金などです。

ただし、治療費として受け取った金額は、医療費を補てんする金額であるため、医療費控除を受ける場合は、支払った医療費の金額から差し引くこととなります。しかし、その医療費を補てんし、なお余りがあっても他の医療費から差し引く必要はありません。

2 不法行為その他突発的な事故により資産に加えられた損害について受ける損害賠償金など

具体的には、事故による車両の破損について受ける損害賠償金などです。

しかし、損害を受けた資産が事業用の資産の場合、次のようなケースでは注意が必要です。

(1) 商品の配送中の事故で使いものにならなくなった商品について損害賠償金などを受け取ったケース

棚卸資産の損害に対する損害賠償金などは、収入金額に代わる性質を持つものであり、非課税とはならず、事業所得の収入金額となります。

(2) 車両が店舗に飛び込んで損害を受けた場合で、その店舗の補修期間中に仮店舗を賃借するときの賃借料の補償として損害賠償金などを受け取ったケース

この損害賠償金などは、必要経費に算入される金額を補てんするためのものであり、非課税とはならず、事業所得の収入金額となります。

(3) 事故により事業用の車両を廃車とする場合で、その車両の損害について損害賠償金などを受け取ったケース

車両の損害に対する損害賠償金などは非課税となります。ただし、車両について資産損失の金額を計算する場合は、損失額から損害賠償金などによって補てんされる部分の金額を差し引いて計算します。

なお、この場合、損害賠償金などの金額がその損失額を超えたとしても、全額が非課税となります。

3 心身又は資産に加えられた損害につき支払を受ける相当の見舞金

非課税となる見舞金は、社会通念上それにふさわしい金額のものに限られます。また、収入金額に代わる性質を持つものや役務の対価となる性質を持つものは、非課税所得から除かれます。

(所法9、51、73、所令30、94、所基通9-19、9-23)

(税制委員会：赤羽総一郎、青木稔、山口優子
グループ稿)

(監修：関東信越税理士会 松本支部)

エネルギーと環境の
ハーモニーを目指します。

 **サンリン株式会社**

東筑摩郡山形村下本郷4082-3 TEL.0263-97-3030(代)
<http://www.sanrinkk.co.jp/>

青年部・女性部



部員募集中!!

お問合せは事務局 (☎35-8080) まで!

女性部 “税に関する絵はがきコンクール” を開催

女性部では松本税務署ならびに管内小学校にご協力をいただきながら租税教育活動の一環として【税に関する絵はがきコンクール】を実施しております。本年度も小学校で租税教室を受講した児童たちに、授業で学んでもらった『税』についての知識を一枚の絵ハガキに仕上げてもらう取り組みを実施し、9校から308作品が寄せられました。

1月16日には松本税務署から高橋副署長をはじめとする幹部の方々にも出席いただき作品選考会を開催し、女性部正副部長の皆さんと寄せられた作品1点1点を確認し、松本税務署長賞1点、松本法人会女性部長賞1点、優秀賞15点、特



松本税務署長賞
受賞作品



松本法人会女性部長賞受賞作品

別賞18点を選考いたしました。

どの作品も、税について児童たちが学び、感じたことを素直に表現してくれている素晴らしい作品でした。こうした作品は大勢の一般の方々が税務署を訪れる確定申告期間中、松本税務署に展示する予定になっておりますので機会があればぜひ足をお運びいただければと思います。



どの作品も素晴らしいものでした



青年部コーナー

2月例会開催のお報せ

『中小企業におけるSNSの効果と活用方法』

青年部では本年度最後の例会となる、2月例会を2月26日(水)に開催いたします。[担当:第七委員会 山田祥雄委員長(信州塩嶺高原カントリー株)]

今回の例会では、近年何かと耳にする機会も多いFacebookやInstagramといったSNSを活用した企業経営についてのお話をさせていただこうと、松本市でWebコンサルティング事業を展開されています“ワイワイ信州”代表の神社啓太氏を講師にお迎えし『中小企業におけるSNSの効果と活用方法』というテーマでお話を伺います。

青年部員以外の方もご参加頂けますのでお気軽にお問い合せください。大勢のご参加をお待ちしております。

- 日時 2月26日(水) 18:00開始
(研修会18:00~19:00 懇親会19:00~21:00)
- テーマ 『中小企業におけるSNSの効果と活用方法』
- 講師 神社 啓太氏(ワイワイ信州 代表)
- 会場 アルピコプラザホテル
- 参加費 5,000円(懇親会費として)
- お申込 松本法人会事務局まで (事務局: 35 - 8080)

女性部コーナー

新年特別例会ご報告

1月22日(水)、恒例の女性部新年特別例会として、本年度は地元の音楽バンド「花とクローバー」さんをお招きしミニコンサートを開催いたしました。

ミニコンサートでは「銀座カンカン娘(高峰秀子さん)」といった懐かしの名曲から「糸(中島みゆきさん)」などのおなじみの曲、シャンソンの名曲、花とクローバーさんのオリジナル曲まで様々なジャンルの楽曲を、ヴォーカルの花村佑子さんの素敵な歌声で楽しませていただきました。

コンサートの後には食事会も開催され、新春らしい明るく華やかな例会となりました。大勢のご参加ありがとうございました。



花とクローバー
花村さん

中小企業調査 「大同生命サーベイ」

大同生命では景況感や企業経営の課題など
全国の中小企業の経営者の「生の声」を
毎月調査し、その結果を公開しています。

人材確保に向けた対策は？

事業承継の課題は？

「大同生命サーベイ」では、中小企業の景況感調査(地域別・業種別)に加え、「販路開拓の実態」「成長投資への取組み」「災害への備え」など、経営者のお役立ちとなる情報を毎月テーマ設定し、全国で調査しています。

スマホの場合、下記QRコードを読み取りますと中小企業調査「大同生命サーベイ」に接続いただけます。パソコンの場合は以下のアドレスより閲覧ください。



(アドレス) <https://www.daido-life.co.jp/knowledge/survey/>

◎サイトの閲覧は無料ですが、閲覧にかかる通信料金はかかります。
◎リンク先のサイトは予告なく削除、または変更することがあります。

DAIDO 大同生命保険株式会社 松本支社/長野県松本市本庄1-3-10 (大同生命松本ビル3F)
TEL 0263-32-0829

2月の予定

4日広報委編集会議 5日県連理事会 6日税制委グループ会議 12日新設法人説明会、全法連税制セミナー 13日第106回税制勉強会 14日2月役員会 20日会員親睦ボウリング大会 21日冬期特別研修会 26日青年部2月例会 27日決算説明会

決算説明会（法人税・消費税/1月決算法人対象）
2月27日(木) 午後2時より
大同生命松本ビル1階会議室
同時開催「消費税の軽減税率制度等に関する説明会」

今号付録

『税に関するアンケート』ご協力をお願い

全国の法人会では、公平で健全な税制の実現を目指して皆様の意見や要望を反映しながら、税のあるべき姿や将来像を見据えて建設的な提言を行っています。

私たち松本法人会でも令和3年度税制改正に対する提言事項作成に向けて「税に関するアンケート」を作成し、今号付録として同送しております。

皆様の声をまとめて、地元自治体・選出国会議員にお届けしますので、どうかご協力をお願い申し上げます。

1月拡大役員会・新入会員歓迎会を開催しました

1月17日(金)、1月拡大役員会・新入会員歓迎会を開催しました。当会の6つの委員会（総務・研修・組織・広報・税制・厚生）な



らびに青年部・女性部の来年度事業計画の相互確認等を行うとともに、昨年度新たに入会いただいた方と紹介者をお招きし感謝の気持ちをお伝えするとともに当会事業への理解を深めていただきました。会議終了後には新春恒例の賀詞交換会を開催し、大いに交流を深めました。



2020シーズン

松本山雅FC主催試合観戦チケットを抽選でプレゼント!!

当会親睦事業開催時にお預かりした「チャリティー募金」を原資の一部として、2020シーズンも松本山雅FCへのサポート（パートナーカンパニー10）を実施しております。

その返礼としていただきました主催試合観戦チケットをご希望される方に抽選でプレゼントいたします。下記方法にてご応募下さいますようお願い申し上げます。

【応募方法】

お名前 企業名 ご連絡先（住所・電話番号）
ご希望される試合

お一人様1試合とさせていただきます。右の『対戦スケジュール』をご確認いただき、「試合日時」と「対戦チーム」をご記入下さい。（ご希望の試合に外れても、他の試合に当選される場合もございます。）

上記4項目をご記入いただき、法人会事務局にFAX（36-0839）で、2月19日(水)までにご返信いただきますようお願い申し上げます。（当選者の発表はチケットの発送をもって代えさせていただきます。）

【注意点】

・チケットは会場：アルウィン/ホーム自由席です。

- ・各試合チケットは2枚ございます。1名の方にペアでプレゼント。
- ・今回は3月1日 [vsアルビレックス新潟] ~ 4月29日 [vsアビスパ福岡] までのチケットです。以降の試合は後日ご案内いたします。
- ・諸事情により、チケットの発送が試合間近になる場合がございますがご了承願います。

『対戦スケジュール』

節	試合日	対戦チーム	キックオフ時間
J2リーグ 2節	3月1日(日)	アルビレックス新潟	14:00
ルヴァン杯 3節	3月4日(水)	ベガルタ仙台	19:00
J2リーグ 3節	3月8日(日)	水戸ホーリーホック	16:00
J2リーグ 5節	3月18日(水)	徳島ヴォルティス	19:00
J2リーグ 7節	3月29日(日)	ツエーゲン金沢	14:00
ルヴァン杯 8節	4月8日(水)	浦和レッズ	19:00
J2リーグ 9節	4月12日(日)	ザスパクサツ	13:00
J2リーグ 12節	4月29日(祝・水)	アビスパ福岡	14:00

【お問い合わせ】法人会事務局（電話：0263-35-8080）

インフォメーションコーナー

法人会では、皆様の情報交換、相互理解を深めることを目的に、毎号先着3社を無料でインフォメーションコーナーに掲載いたします。皆様の掲示板としてお使いください。(サイズ:タテ6.5×ヨコ9号)

お申込みは事務局まで TEL(0263)35-8080

インフォメーションコーナー掲載企業募集

ご利用ください!!

- 掲載無料 ●関係企業、県内外関係機関4,300社へ発送
- フルカラー印刷 ●広告初心者の方でも簡単に掲載いただけます

CD データ デジタルカメラ デジカメ写真も
手書きのイラストも
素材を組み合わせて

一般社団法人 松本法人会
めざします企業の
繁栄と社会への貢献

一般社団法人 松本法人会 〒390-0814 松本市本庄1-3-10 大同生命松本ビル5F
TEL 0263-35-8080 FAX 0263-36-0839

お申込みは……松本法人会事務局 ☎0263-35-8080

ホームページリンク企業募集! くわしくは事務局まで

冬期特別研修会

聴講者募集中

『失敗から学ぶ経営学』

～地域土着スーパー「やまと」の教訓～

日時 2月21日(金)
14:00～15:30

会場 松本市駅前会館
3階「大会議室」

聴講料 無料

講師 小林 久氏



1984年明治大学卒。100年以上地域に愛された山梨のスーパーやまとが2017年12月突如倒産した。2018年8月、倒産の顛末とその経営手法を記した著書を発表。地域の中小企業経営者に元気を与えるべく、自身の経験から生々しい企業倒産の実情や逆境時のモチベーション維持、倒産してもなんとかする手法等、当事者ならではのアドバイスを続けている

お申込 本号付録申込書をご利用いただくか、松本法人会事務局(☎0263-35-8080)までお願いします。



マンホールもOne Sou1 (松本市)



昨年未より松本の中心市街地にある10か所のマンホールの蓋のデザインが一新しました。松本山雅FCのエンブレムやマスコットにちなんだ絵柄で、すべて違う10種類。今シーズンは再びJ2で戦うチームですが、サポーターにとっては街歩きの楽しみが増えそうです。(横沢敏編集委員)

この先も、「へー、そうなの」と驚くことは事欠きそうにない。

(横沢)

(本号編集委員)

横沢 敏

川船昌子



あしがき

この歳になっても知らないでいたことに恥

じ入ることが多い。つい先日、450年以上続く松本の冬を彩る伝統行事「あめ市」が好天にも恵まれ盛大に開催されたが、地元町会では「市神様」の神事を行い、お神輿を担いだ。この「市神様」は一体どのような神様ですかと問われたのだが、即答することができなかった。正解は「えびす様」。大黒様と並んで人気の高い七福神の神様で、商売繁盛・五穀豊穡をつかさどる唯一日本由来の神様である。この「えびす様」にも本名があつて、一般には「事代主神」とされている。確かに「市神様」を祀る深志神社境内の社にはそのような表示がされているのだが、気にしたことなかった。「ポー」と生きてんじゃねーよ!と叱られそうだが、えびす様の総本社である兵庫県西宮神社では、毎年1月10日に「福男選び」の神事が行われるように、商売繁盛を願うえびす様のお祭りは1月10日(十日えびす)に、五穀豊穡を祈るえびす様のお祭りは旧暦の10月20日に「えびす講」として行われることが多いという。長野市では秋にえびす講の煙火大会を、商都松本では1月にあめ市が行われるというのにも納得がいく。

個人情報取扱について

当会は、会員企業に係る「個人情報」を研修会・諸会議の開催通知、機関紙等の送付並びに福利厚生制度のご案内など、本会の事業活動のために利用し、それ以外の目的で利用することは一切ありません。

また、お届けいただいた個人情報の開示、訂正等のお問い合わせは下記窓口までお願いいたします。

一般社団法人松本法人会 個人情報取扱係

発行所

一般社団法人 松本法人会

〒390 0814

長野県松本市本庄1丁目3番10号

TEL(0263)35 8080

FAX(0263)36 0839

編集人 百瀬衛貴男

(毎月1回1日発行)

印刷所 信州印刷株式会社